# 知財みらい会 参加規約

本規約は、知財みらい会（次条で定義します。）に参加いただく方に遵守いただく同意事項となります。参加を希望する方は、本規約をよくお読みいただいたうえで、知財みらい会への参加をお申し込みください。参加を希望する方は、当法人が「知財みらい会」LINE グループ等のプラットフォームへの招待その他参加の許可を行ったことをもって、本規約に同意したものとみなされます。

第 1 条（定義）

(1) 「当法人」とは、次項で定める「知財みらい会」を運営する一般社団法人日本知財経営推進機構を指します。

(2) 「知財みらい会」とは、当法人が運営する知財に関する勉強及び知見の共有を目的としたセミナー、勉強会、交流会を含む情報交換の場を指します。

(3) 「メンバー」とは、知財みらい会への参加を希望し、当法人から参加の許可を得た個人をいいます。

第 2 条（個人情報の取扱い）

1. 当法人は、メンバーに関する個人情報として、メンバーご本人に関する情報（氏名、メールアドレス、ご所属先名等）、メンバーから当法人に回答いただいた情報（アンケート情報等）、知財みらい会への参加にかかる情報（ご参加回等）その他知財みらい会の運営に必要な個人情報を取得します。
2. 当法人は、前項のメンバーの個人情報を、次に掲げる利用目的（以下「本利用目的」といいます。）の範囲内において、取得及び利用いたします。

(1) 知財みらい会への参加時の本人確認及びメンバーの管理のため

(2) 知財みらい会が運営するセミナー等のご提供のため

(3) 知財みらい会のセミナー等の開催に関する情報、及び当法人が提供するその他のサービスに関する情報のご案内のため

(4) 知財みらい会の参加費用のご請求のため

(5) 不正行為等の防止及び対応のため

(6) 知財みらい会その他当法人の既存のサービスの改善・向上、及び新規サービスの企画・研究・開発のため

(7) 当法人の事業活動に関するアンケート調査等へのご協力依頼のため

(8) 市場調査及び分析、並びに市場開拓施策の検討及び実施のため

(9) 知財みらい会におけるインタビュー、執筆及び講演のご依頼並びにこれらにご協力いただいた謝礼のお支払い

(10) メンバーからのお問い合わせ対応及びメンバーのご連絡のため

(11) 本規約記載の方法による、第三者に対する提供のため

3. 当法人は、メンバー間の交流を促進する目的で、第 1 項に定める個人情報を他のメンバー全員に提供することがあります。
4. 当法人は、第 1 項に定める個人情報を、知財みらい会を共催又は支援する事業者（個人を含みます。）に対して提供し、当該事業者は、その提供するサービスのご案内のために、当該個人情報を利用することがあります。

第 3 条（情報漏洩の防止）

1. メンバーは、知財みらい会において知り得た情報のうち、秘密情報として指定された情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、知財みらい会のメンバー以外の者に公開、共有、開示、漏洩及び提供する行為を禁止します。
2. メンバーは、他のメンバーが前項に定める禁止行為に違反する行為を行っている事実を発見した場合、速やかにその事実を当法人に報告するものとします。

第 4 条（禁止行為）

1. メンバーは、知財みらい勉強会において、以下の行為を行うことは禁止されます。
   (1) 本規約に違反する行為
   (2) 身分を秘匿し、又は偽ることにより知財みらい会に参加する行為
   (3) 他のメンバーに対して誹謗、中傷又は他人の名誉や信用を傷つけるような発言その他の行為
   (4) 他のメンバーに対して、しつこく連絡・勧誘等をし、不快感を与える行為
   (5) 営業行為を行うことのみを目的として知財みらい会に参加する行為
   (6) 知財みらい会でなされた講演（オンライン配信を含みます。）の録音・録画・写真撮影を行う行為
   (7) 当法人がメンバーに対してのみ公開した知財みらい会の資料及び動画若しくは写真を第三者に対して公開、共有、開示、漏洩及び提供する行為
   (8) メンバーが登録する知財みらい会 LINE グループ等のプラットフォーム上で、当法人の許可なくして、サービスに関する告知又は営業行為、求職者又は協業先の募集等、自己又は自己が関与する者の事業活動に関する発信を主たる目的とする行為
   (9) 犯罪行為その他の法令違反に結びつく行為、又は公序良俗に違反する行為
   (10) 他のメンバーが知財みらい会に参加することを妨害する行為
   (11) その他前各号に準じて知財みらい会に参加することが不適切であると当法人が判断するに至った行為
2. 前項各号に該当する事由が発覚した場合、当法人は、当該事由に該当するメンバーに警告、除名その他当社が必要と判断する措置を取ることができます。

第５条（責任）

1. メンバーが前条の禁止行為に違反したことにより、当法人、他のメンバー及び第三者に損害が生じた場合、当該違反行為を行ったメンバーは、これらの者に対して生じた損害を賠償するものとします。メンバーが故意又は過失によりこれらの者に損害を生じさせた場合も同様とします。
2. 当法人は、メンバー間で発生したトラブルに関しては、一切の責任を負わず、当該メンバーらは、当該トラブルを自らの責任において解決するものとします。

第６条　（反社会的勢力でないことの誓約等）

メンバーは、自己が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）でないことを誓約するとともに、以下の各号の事項について誓約する。また、メンバーが本条の誓約に違反した場合、当法人が直ちに、メンバーの「知財みらい会」への参加を禁止、メンバーからの除名等の措置をできることを承諾するものとする。また、メンバーは、当法人がメンバーに対し「知財みらい会」への参加禁止・除名等に伴って発生した損害賠償を請求することに一切の異議を唱えない。

一、 過去、現在及び将来にわたり、以下のイからトのいずれにも該当しない。

イ．暴力団

ロ．暴力団員

ハ．暴力団準構成員

ニ．暴力団関係企業

ホ．総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ．上記イ乃至ホの者への協力者

ト．その他イからヘに準ずる者

二 自ら又は第三者を利用して以下のイからホに該当する行為を行わない。

イ．暴力的な要求行為

ロ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ．取引に関して、脅迫的な言動等をし、又は暴力等を用いる行為

ニ．風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為

ホ．その他イからニに準ずる行為

第７条　（ネットワークビジネス（MLM）、及び宗教の勧誘の禁止）

メンバーは、「知財みらい会」の内外において、ネットワークビジネス（ＭＬＭ（マルチレベルマーケティング））及び宗教団体への勧誘行為（商品やサービスの販売、情報提供セッションへの招待、及びその他の間接的な行為を含む）を行わないことを誓約する。メンバーが本条の誓約に違反した場合、当法人が直ちに、メンバーの「知財みらい会」への参加を禁止、メンバーか

らの除名等の措置をできることにメンバーは承諾するものとする。また、メンバーは、当法人がメンバーに対し「知財みらい会」への参加禁止・除名等に伴って発生した損害賠償を請求することに一切の異議を唱えない。

第 8 条（改定）
本規約は、当法人の判断で改定されることがあります。その際、メンバーには改定内容が通知されるものとします。

初版：2024 年 4 月 1 日
第 2 版：2024 年 4 月 29 日